

令和6年5月27日

令和6年度に適用される派遣労働者に係る 一般賃金通達の一部訂正に伴うお詫びと対応のお願い

派遣労働者の同一労働同一賃金の施行に当たり、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

派遣労働者の同一労働同一賃金を労使協定に基づき実施する場合、派遣元の労使に参考いただく「一般労働者の賃金の水準（一般賃金水準）」を昨年8月末に厚生労働省が通達（※）で示し、厚生労働省ホームページにおいて公表していますが、ハローワーク別地域指数の一部に誤りがあり、訂正の必要があることが分かりました。誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。

令和6年5月24日、厚生労働省ホームページにおいて訂正後の通達を公表しています。

つきましては、誤りのあった指数を参照していた派遣元事業主におかれては、訂正後の指数による「一般賃金水準」を確認いただき、現在の労使協定に基づく賃金がこれに満たない場合には、満たすように賃金額を引き上げるための協定の見直しをお願いいたします。

その際、本年4月当初から協定見直しまでの間について、現行協定と新協定との差を補うことを労使で検討いただくよう、お願ひいたします。

また、今般の訂正に伴い、令和6年度に適用される賃金制度の整備・改善等を行う派遣元事業主を対象とした支援策を検討しております。具体的な内容が決まりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。

なお、本件につきまして、ご不明な点等がございましたら、下記担当者宛てお問い合わせいただくよう、お願ひいたします。

大変ご迷惑をおかけすることとなり、誠に恐縮ですが、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

（※） 令和5年8月29日付け局長通達「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」

詳細はこちら▶



〔【担当】 栃木労働局 需給調整事業室
【連絡先】 028-610-3556〕